

公安委員会 説明資料 No. 1	香川県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則等の一部改正について	令和7年11月27日 警 務 部
---------------------	-------------------------------------------------	---------------------

議題事項

「警察行政手続オンライン化システム」の運用開始に伴い、香川県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則等の一部改正を行うもの

1 改正理由

「警察行政手続オンライン化システム」の運用が開始され、オンライン申請可能手続が 24 手続から 562 手続に拡大することに伴い、所要の改正を行うもの

2 改正内容

(1) 香川県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和3年香川県公安委員会規則第6号）

ア 添付書面等で求めている事項のURL等を入力させることで、当該添付書面の提出を要しない旨を規定（第3条）

イ 申請等について、対面により本人確認等をする必要がある場合や容量超過のためオンライン上での送信が不可能な場合等に関する部分オンライン規定（第8条）

ウ 処分通知等をオンラインにより受けることが可能（第9条）

エ 処分通知等について、対面により本人確認等をする必要がある場合に関する部分オンライン規定（第10条）

(2) 道路交通法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第3号）

ア 駐車許可証のオンライン交付（第10条）

イ 様式改正（第21条、別記様式第46号～第71号の2）

(3) 道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第28号）

様式改正（第3条、第4条及び第7条）

(4) 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）

新たに公安委員会の権限に属する事務（2（1）の事務）として規定されたものについて、警察本部長の専決とする。

3 改正案

「香川県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則等の一部を改正する規則（案）」のとおり

4 施行期日

令和7年12月15日

公安委員会 説明資料 No. 2	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務 の専決等に関する規則の一部改正について	令和7年11月27日 生活安全部
---------------------	---------------------------------------------------------------------------	---------------------

議題事項

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第45号。以下「改正法」という。）のうち、風俗営業の許可に係る不許可事由の追加に係る規定の施行に伴い、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則について一部を改正するもの

1 改正理由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第45号。以下「改正法」という。）のうち、風俗営業の許可に係る不許可事由の追加に係る規定の施行に伴い、所要の改正を行うもの

2 改正内容

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第13号）
 - 風俗営業の許可に係る不許可事由として、警察による立入調査後に許可証の返納（処分逃れ）をした者（法第4条第1項第8号ロ）が追加され、風俗営業者等に対する聴聞予定日の通知の手續（施行規則第6条の4）が新設されたことに伴い、風俗営業者等に対する聴聞決定予定日通知書の様式を整備
- (2) 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）
 - ア 風俗営業者に対する聴聞決定予定日の通知及び通知書の交付に関する専決の追加
 - イ 特定遊興飲食店営業者に対する聴聞決定予定日の通知及び通知書の交付に関する専決の追加

3 改正案

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則（案）」のとおり

4 施行期日

公布の日

議題事項

指定暴力団「二代目親和会」の第 12 回指定に関して、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）に基づく国家公安委員会による確認結果の通知を受理したことから、法第 3 条に基づく指定等を行う。

1 国家公安委員会による確認結果の受理及び指定

指定暴力団「二代目親和会」の第 12 回指定に向け、令和 7 年 10 月 2 日付けで、国家公安委員会に対し、法第 6 条第 1 項の規定による確認請求を行った結果、本年 11 月 13 日付けで、「二代目親和会」が法第 3 条の指定の要件に該当する旨の確認結果の通知を受けたので、同条に基づき指定を行う。

2 今後の手続き

国家公安委員会の確認結果を踏まえ、今後、法第 7 条に基づき

- 官報による指定の公示（法第 7 条第 1 項）
- 当該指定暴力団代表者に対する指定の通知（法第 7 条第 3 項）

を行う。

3 指定の効力発生と有効期間

公示により、「二代目親和会」は、法第 3 条の規定による指定の効力が生ずる（法第 7 条第 2 項）。

なお、公示日は令和 7 年 12 月 9 日、有効期間は令和 7 年 12 月 16 日から令和 10 年 12 月 15 日までの 3 年間の予定

公安委員会 説明資料No. 4	令和7年度年末年始の交通安全県民運動の実施について	令和7年11月27日 交 通 部
報告事項 年末年始は重大交通事故の発生が懸念されるところ、県民が一丸となって交通安全意識の高揚に努め、交通ルールの遵守と交通マナーの確実な実践の徹底を図ることを目的として、「年末年始の交通安全県民運動」が実施される。		
<p>1 期間 令和7年12月10日（水）から令和8年1月10日（土）までの32日間</p> <p>2 実施主体 香川県交通安全県民会議及び市町交通安全対策協議会</p> <p>3 スローガン 「歩行者優先 守るけん かがわ県」</p> <p>4 運動の基本等</p> <p>(1) 運動の基本 交通死亡事故の抑止</p> <p>(2) 運動重点</p> <p>ア 夕暮れ時・夜間の交通事故防止と飲酒運転等の根絶</p> <p>イ 高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止</p> <p>ウ 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底</p> <p>エ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底</p> <p>5 交通指導取締りの重点</p> <p>(1) 飲酒運転の根絶に向けた効果的な取締り</p> <p>(2) 薄暮時から夜間・早朝における指導取締り</p> <p>(3) 生活道路等を中心とした歩行者の保護に資する指導取締り</p> <p>(4) 自転車その他小型モビリティ利用者の交通ルール遵守に向けた指導取締り</p> <p>(5) シートベルト等着用義務違反の取締り</p> <p>6 主な関連行事</p> <p>(1) 12/10 年末年始の交通死亡事故抑止及び犯罪抑止活動の出発式 [警察本部]</p> <p>(2) 12/11 四国4県合同年末交通安全キャンペーン [高速道路交通警察隊]</p> <p>(3) 12/15 金刀比羅宮の巫女さんによる交通安全キャンペーン [琴平警察署]</p> <p>(4) 12/19 自転車安全利用推進モデル校の生徒による中学生に対する自転車教室 [高松東警察署]</p> <p>(5) 12/25 丸亀高校生による交通事故抑止書道パフォーマンス [丸亀警察署]</p>		